

第178号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 協同組合の使用者性の問題を巡って
～インドネシア人技能実習生(カキ養殖職種)の強制帰国から～
2. 新聞記事等から
＜外国人労働者＞劣悪な労働環境 背景に地方の労働不足
5人の母に感謝 青春開花 ◇ピラン・アンドレさん 弁論大会、数々の賞
◇将来、フィリピンで恩送りを
大阪の中のアジア 増える在留ベトナム人の生活支援も
通訳・桶谷珠河さん
3. Drifting too far - 47 入院生活から - 9
4. 本の紹介 A I vs.教科書が読めない子供たち 新井紀子 著
5. 今月の言葉

協同組合の使用者性の問題を巡って

～インドネシア人技能実習生(カキ養殖職種)の強制帰国から～

来日20日程度経過したカキ養殖の職種で来日した技能実習生から強制帰国させられると連絡があり保護し、翌日入管に事情説明に行き、団体交渉に入りました。協同組合は、「日本語が上手でないので一旦帰国させて勉強させて再度来日させたい。」と考えていた。今後のことは検討して連絡する。」とのことで、回答を待って次回の団交を持つことになっていましたが、何ら連絡もいまま団交の翌日帰国させられました。協同組合の言い分は、本人がユニオンを脱退すると言っており、後日脱退届を送付するとのことでした。

ユニオンとしては当然不当労働行為として労働委員会に救済申立することになります。しかし争点となるのは、協同組合は労働契約の当事者ではないため団体交渉の相手方となれるか、要するに使用者性があるか否かという点です。今回と同じような事例として、大阪府労働委員会の「H/T事件(平成26年(不)第30号事件)」があります。この時は、次の通り使用者に当たらず、不当労働行為申立の対象とならないとの命令が出ています。

1 事件の概要

本件は、会社Hと同社に勤務する外国人の研修・技能実習制度における監理団体である事業協同組合Tが、(1)外国人の研修・技能実習生である組合員2名に関する団体交渉の申入れに対し、組合員名簿及び組合規約の提出を求めるなどして、団交を引き延ばしたこと、(2)その後、退去強制により本国に帰国した組合員らに、組合脱退を働きかけたこと、がそれぞれ不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

2 判断要旨

- ア 組合員らと事業協同組合Tとの間に雇用関係がないことについては争いが無い。
- イ 事業協同組合Tは、組合員らの技能実習、在留期間更新に一定の影響を及ぼし得る立場にあることは認められるが、その影響力は、技能実習生の受け入れを在留資格等の面で適正に行うため、同制度上要請された結果というべきものであり、この範囲を超えて、組合員らの基本的な労働条件に直接の影響力を及ぼしたと認めるに足る疎明はない。
- ウ また、事業協同組合Tは組合員らの基本的な労働条件等について、会社Hと部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるとはいえない。
- エ よって、事業協同組合Tは、組合員らの労働組合法上の使用者に当たらない。

しかしこの命令にあるように「在留期間更新に一定の影響を及ぼし得る立場にある」だけであり、「基本的な労働条件に直接の影響力を及ぼしたと認めるに足る疎明はない。」また「会社Hと部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるとはいえない。」との判断には疑問があります。これまで技能実習生を支援してきた側からすれば協同組合は問題提起したり傷病を負った技能実習生を強制帰国させたり、母国の送り出し機関とともに恫喝したり、また真面目に業務遂行している協同組合は問題のある受入企業から移籍の措置を取ったりしていることに接していることから、当然使用者と一体関係にある存在、使用者性がある存在と理解しています。その結果、残業代未払問題等での共同不法行為として訴訟がなされることもあります。当然この問題とは別に管理責任の問題も発生し、損害賠償請求も視野に入れざる負えない立場にある存在と言えます。

技能実習生制度は「建前と本音」が前提となった制度であり、各省庁が関連する分野の実習生について通達を出し、他の省庁はそれに阿吽の呼吸で対応しており、統一した技能実習生取扱い基準が定められているわけではありません。また協同組合が実習生に対しても受入企業に対しても大きな権限を有しているのを認めながら使用者性を否定した形で扱っています。単純な話、「使用者性がある。」言い切ってしまうと労働者供給事業に該当してしまうので言えないだけの話ではないでしょうか。協同組合の使用者性を考えていくうえで押さえておかなければならないのは、①技能実習生は3年の労働契約を条件として在留許可が出ていること、②技能実習生は入国決定から帰国までの期間協同組合の管理下にあること、③受入企業は協同組合に加入している組合員でありその管理下にある限りにおいて技能実習生を雇用できること、の三つです。

今回の問題は、労働組合法第7条に規定されている不当労働行為に関するものであり、この条文には、使用者の行ってはいけない例が挙げられています。ここでいう使用者とは労働契約の当事者だけに限定されるかという問題がありますが、労働契約の当事者以外の者も使用者として認められる場合があるというのが一般的な考えです。労働組合法には使用者の定義が置かれていないので労働法の根幹である労働基準法の定義によって見ていく必要があります。

労働基準法第10条は、「この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主の**ため**に行為をするすべての者をいう。」と規定されています。この法律ができたころは社内の職制だけを考えればよかったですのですが現在のように法律も複雑になり外国人の雇用も普通になると弁護士、税理士、行政書士や社会保険労務士等が会社業務に様々な形で関与せざるを得ないのが現状です。そうするとこれらの士業等が労働者個人に係る業務を行う場合には「業主の**ため**に行為をするすべての者」に該当することになります。中でも社会保険労務士は厚生労働省の管轄下に認められる資格であり、社会保険の手続や労務管理を中心とした業務を担当することから、申請等の事務代理の委任を受けた社会保険労務士が職務懈怠によって当該申請を行わなかった場合には使用者に該当する(昭和62.3.26基発第169号)との通達が出されています。このことは厚生労働省管轄下の社会保険労務士を例として使用者の範囲は労働契約の当事者に限定されていないことを表明していることに注意する必要があります。

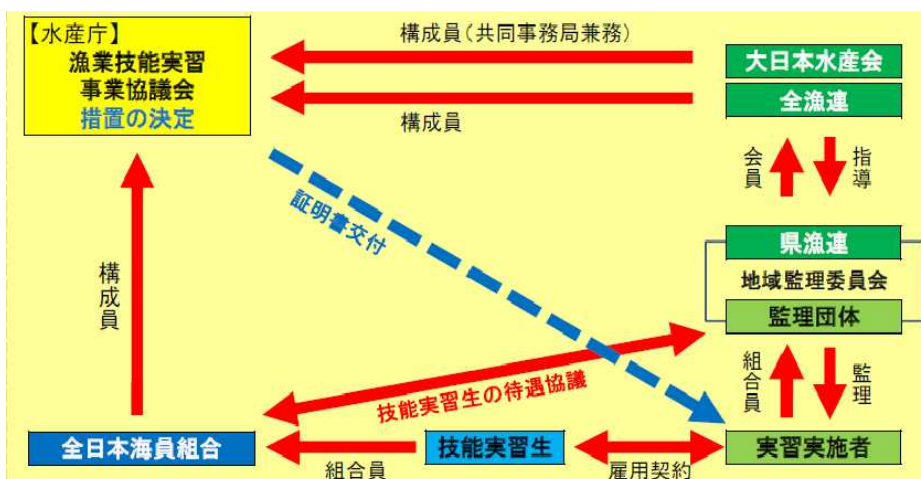
次に技能実習生制度は派遣業とよく似た形態をとっています。違うのは労働契約も業務に関する指揮命令権も受入企業にあるという点です。しかし協同組合は、組合会費とは別に、技能実習生を管理する名目で一人当たり 3 万円前後の管理費を受入企業から毎月徴収していることからみると派遣料を徴収している派遣事業者と変るところはないと言えます。こうした関係は、労働基準法第 6 条の中間搾取の排除また職業安定法第 44 条の労働者供給事業に該当する可能性があります。労働基準法では労働者派遣業を合法化するため通達(平成 11.331 基発 168 号)で、「労働者派遣については、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、したがって派遣元による労働者の派遣は、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、労働基準法第 6 条の中間搾取に該当しない。」とされ、「労働者供給については、供給先と労働者との間に実質的な労働関係があるので、供給元による労働者の供給は、供給先と労働者との労働関係の外にある第三者である供給元が「他人の労働関係に介入する」こととなる。」と示されています。こうしたことからみると労働者供給事業と言わざるを得ないのではないのでしょうか。



関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、したがって派遣元による労働者の派遣は、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、労働基準法第 6 条の中間搾取に該当しない。」とされ、「労働者供給については、供給先と労働者との間に実質的な労働関係があるので、供給元による労働者の供給は、供給先と労働者との労働関係の外にある第三者である供給元が「他人の労働関係に介入する」こととなる。」と示されています。こうしたことからみると労働者供給事業と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

また疑問として次のものもあります。技能実習生は在留許可を得るため来日前に受入企業との間で 3 年間の労働契約を交わしたうえで来日します。来日して 1~2 か月は日本語等の勉強のための座学期間がありこれを終わって就業します。このため開始始期付労働契約(このあたりのことは後で触れます)と言われることもあります。またこれに先立って協同組合は技能実習生を受入企業に送り込むために無料職業紹介所の許可を得ておく必要もあります。無料職業紹介所が毎月管理費を徴収することにも疑問を感じてしまいます。

また疑問として次のものもあります。技能実習生は在留許可を得るため来日前に受入企業との間で 3 年間の労働契約を交わしたうえで来日します。来日して 1~2 か月は日本語等の勉強のための座学期間がありこれを終わって就業します。このため開始始期付労働契約(このあたりのことは後で触れます)と言われることもあります。またこれに先立って協同組合は技能実習生を受入企業に送り込むために無料職業紹介所の許可を得ておく必要もあります。無料職業紹介所が毎月管理費を徴収することにも疑問を感じてしまいます。



さらに今回問題となっているカキ養殖業では労働組合との不思議な関係があります。それは水産業で働く技能実習生が海員組合の組合員とされている点です。当然、事業主がその会社の労働者が結成している労働組合とユニオンショップ協定を締結していれば当然労働契約を結んだ労働者は自動的に労働組合員となります。しかし

し水産業で働く技能実習生についてはユニオンショップ協定を締結しているのは海員組合と事業主ではなくて協同組合となっています。ここに載せた図は水産庁のリーフレットにあるもので、海員組合と監理団体との関係は「技能実習生の待遇協議」となっています。連合が出している同じような図では「労働協約の締結」となっています。当然この二つの言葉の意味するところは同じであり、その内容にユニオンショップ協定が含まれています。労働契約の当事者ではない第三者である協同組合がユニオンショップ協定の当事者となることは労働組合法上ありえないのではないのでしょうか。先に見た派遣業を正当化する労働基準局の通達に準じて協同組合と技能実習生

と受入企業の三者を一体関係にある労働契約の当事者として考えなければ成り立たないといえます。受入企業と海員組合との間でユニオンショップ協定を結ばない理由は当該企業の実習生以外の労働者も労働組合に強制加入させなければならないためではないでしょうか。組合会費の月額 は3千円です。カキ養殖では日系フィリピン人が大きな労働力となっており、社会保険等無視された状態も見られ、また家内工業的な事業所の日本人従業員まで労働組合員とせざるを得なくなってしまうことに配慮した結果ではないでしょうか。建前と本音の間の綱渡りの中で労働者供給事業であることを逃れようとしてきた状況が、養殖業での実習期間を1年から3年に延長するに当たって技能実習生保護の名目で海員組合への加入が義務付けられたことから馬脚を現したたといえるのではないのでしょうか。

以上のような技能実習生制度の状況を法務省と厚生労働省連名の「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」(平成29年4月7日法務省・厚生労働省告示第1号)には次のように記載されています。

「**監理団体は、団体監理型実習実施者や送出機関へ強い影響力を有している**・・・

また、監理団体は、団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間の**労使関係に介入することにならないように留意しつつも、団体監理型実習実施者と適正な関係を構築し**、技能実習計画の作成の指導、その後の団体監理型技能実習の実施の監理等を通じて**団体監理型実習実施者を適正に監理することが求められる**。

(第二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項、3. 監理団体、(2) 監理団体が留意すべき事項 ① 団体監理型実習実施者及び送出機関との関係)

協同組合が受入企業と一体関係にあると同時に受入企業の上に君臨した絶大な権力を有していることを認めている文言といえます。「**労使関係に介入することにならないように留意しつつも**」は、厚生労働省の名前の入った告示であるため、これまで見てきたように使用者性を否定した形をとっておかなければ労働者供給事業に該当してしまうため建前上挿入した文言であり、「建前と本音」の世界の中で成り立っている技能実習生制度を的確に言い表していると言葉といえます。

今回の協同組合による日本語ができないことを理由とした強制帰国を不当労働行為や使用者性の問題から離れて見直すと、技能実習生は受入企業と3年間の労働契約を締結したうえで来日しています。1カ月の座学を経て労働に従事することになります。当然これらのことは技能実習計画として入管に提出し、許可を受けています。2年目に移行するためには技能検定試験に合格することが条件となっていますが、座学期間に対してこのようなものはなく制度上の要請で実施しているだけに過ぎません。事実3年経過しても日本語で簡単な意思疎通さえできない実習生は少なくありません。こうした技能実習生の労働契約を開始始期付労働契約考えることに疑問があります。この期間は語学研修も含めて日本の生活に慣れるための新入職員に対する研修の期間と解すべきものではないでしょうか。日本人の場合、会社によっては、入社式の後、研修センターや自衛隊等で研修を行うところもあります。この期間は当然労働者として扱われます。研修が終わるまで採用が保留されているわけではありません。技能実習生の座学期間はまさにこれに該当するはずですが。そうでなければ来日に要した費用が無駄になってしまい、また借金返済ができないことにもなってしまうという不確定要素を抱えたまま来日させて採用するか否かの判断をするとなれば労働契約法第3条第5項の「労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。」に該当すると言わざるを得ません。技能実習生の労働契約が開始始期付労働契約と言われるのは本来の意味合いではなく、座学期間中は労働者として扱わないことで社会保険料等の費用負担を逃れるための便宜上の呼称にしか過ぎないと言えます。それを帰国させるとなれば企業側からの契約解除の措置が必要であり、3年間の賃金に対する補償責任が発生することになります。もし開始始期付労働契約だと主張すれば国家間の条約に基づいて運用している技能実習生制度ですから相手国から条約違反として非難されことになるはずですが。

大竹市玖波の日本語教室

岩下 康子

4月1日に日本語教室の仲間とお花見に行ってきました。教室の場所から、歩くこと30分の



亀居城跡地で、春まつりが開催されており、満開の桜を背景に、地域の人々が歌ったり、踊ったりと大変な賑わいでした。例年よりやや早い桜の開花でしたが、この日は、ちょうど満開でしかも快晴。小高い丘に登

りきると、額に汗がにじんできます。呉市のほうから来た実習生の友達も参加して、にぎやかに談笑しながら、春のひと時を過ごしました。

先週から講師として参加してくださる田口さん、教室のお母さん役になってくださっている中川さんが地域の歴史を話して下さり、日本語、ベトナム語、インドネシア語で会話を楽しむ1日となりました。

桜は「はかない」、先生は「しぶとい」など、先週教えた形容詞を上手に使われ、大笑い。久しぶりに参加した学習者の方は、「仕事が忙しくて勉強会にいけなかった。皆さんにあえてうれしい。もう少し頑張らないと。」と久しぶりの会話に、一生懸命チャレンジしていました。

日本の文化を楽しむこういった時間もとても貴重なものだと感じかされます。互いの文化交流ができるような場が持てたらいいなあ、と思いました。

新聞記事等から

<外国人労働者> 劣悪な労働環境 背景に地方の労働不足

毎日新聞 4月5日(木) 11時0分

香川県内で外国人労働者が急増している。昨年10月末現在で7825人に上り、2008年の3倍以上になった。背景には少子高齢化が進む地方の労働力不足があるとみられる。一方、香川労働局の調査では、外国人技能実習生を受け入れた事業所の7割超で長時間労働などの法令違反が見つかり、劣悪な労働環境も浮かび上がった。

香川労働局によると、県内の外国人労働者は「技能実習生」が4654人と最も多く、全体の59.5%。永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が19.7%の1544人で次いだ。国籍別では、中国が最多の2904人。ベトナム1768人、フィリピン1104人と続いた。

県内の2月の有効求人倍率は1.77倍と高水準が続き、人手不足感が広がっている。外国人労働者を昨年雇った1369事業所の規模別では「30人未満」が857事業所と最も多かった。人手不足に直面する中小企業が積極的に外国人労働者を雇っているようだ。

一方、香川労働局が外国人技能実習生を受け入れた県内の132事業所を2016年に調べた

ところ、97事業所で法令違反があった。技能実習制度は、外国人を最長5年間、日本に受け入れ、母国の経済発展につながる技術を習得してもらう狙い。1993年に創設され、労働関係法令が適用される。

確認された違反内容は、安全対策がない機械を使わせるなどの「安全基準」が30.3%、違法な時間外労働など「労働時間」が20.5%、「賃金の支払い」が6.1%だった。4日以上のお休業を余儀なくされた労災事故は15件。労働時間を延長したのに割増し賃金を支払わなかったとして事件化された事例が4件あった。

香川労働局監督課は「今後も違反があれば監督指導を続けていく」としている。

◇労災 1年後に申請 十分な治療受けられず

「仕事でけがをしたと言うな」。業務中に脚を負傷した丸亀市のペルー人男性（53）は病院へ行く時、会社の上司にそうくぎを刺されたという。労災申請は事故の約1年後に遅れ、十分な治療を受けられず、けがはまだ完治していない。

男性は約30年前、出稼ぎで日本に来た。溶接工として神戸市などで働き、香川に住んで20年近くになる。永住者の在留資格を取得し、フィリピン人の妻と中学生の長男、幼稚園児の長女と4人で暮らす。

労災事故は2016年5月、当時勤めていた造船会社で起きた。作業中に約2メートルの高さから転落し、脚を強打した。次第に歩行が困難になり、2週間仕事を休んだ。病院へ行ったが、会社から労災の説明はなかった。

「私一人ならいいが、家族がいる」。時給制で働いていた男性はけがを我慢して仕事に出た。健康保険を使って何度か治療を受けたが、痛みは悪化。業務に支障も出たため昨年2月に退社した。その後、支援者の協力を得て労働基準監督署に相談。同5月に労災申請し、認められた。

今は別の造船会社に勤務しながら通院しているが、痛みは無くならない。「もっと早く労災認定され、治療できていれば……」。そんな思いは消えない。【岩崎邦宏】

5人の母に感謝 青春開花

◇ビラン・アンドレさん 弁論大会、数々の賞 ◇将来、フィリピンで恩送りを
読売新聞(YOMIURI ONLINE) 2018年03月30日

「世界にはストリートチルドレンがたくさんいることも知ってほしい」と話すビランさん(おかやま山陽高校で)



高校3年間で数々の弁論大会で賞に輝いたフィリピン出身の生徒がいる。おかやま山陽高校のビラン・アンドレさん(18)。5人の「お母さん」に育てられたことに対する「感謝」の気持ちが、多くの人々の共感を呼んだ。4月から県内の大学に進学するのを前に、将来の夢などを聞いた。(川口崇史)

生後20日命助けられ ネグロス島で、1200グラムの未熟児として生まれた。実の母親は薬物中毒で、「生まれてすぐに捨てられた感じだった」という。生後20日の時に、教会でボランティアをしており、現在の母親となる三宅淑子さん(65)が助けてくれた。3歳まで一緒に過ごしたが、三宅さんはビザの関係で帰国しなければならなくなり、知り合いのフィリピン人の3姉妹に「いつか迎えに来るから、育ててください」と、ビランさんを託した。

幼かったビランさんは、3人を母親だと思って育ったが、8歳の時に「お前は本当の子どもじゃないのに」と怒られたのをきっかけに、自身の出生について知った。

10歳の時、3姉妹の1人が九州で暮らすことになり、養子縁組をして来日。その2か月後から、離れてもずっと仕送りなどのサポートをしていた三宅さんと、岡山で再び一緒に生活することになった。

当初、実母へ恨み節 岡山市内の小中学校を卒業したが、言葉の壁は高かった。進学したおかやま山陽高校で、野球部の堤尚彦監督に「日本語の勉強になるから」と勧められ、スピーチ部に入った。

生き立ちについては、先生や仲のいい友達以外には隠していた。1年生の時に県内の高校生を対象にした論文コンテストのために、原稿にすることになったが、当初は、「どうして捨てたのか」などと実の母親への恨み節ばかりだった。

スピーチ部顧問の平松歩教諭から「本当のお母さんがいたからこそ、今のあなたがいる。感謝すればいい」と言われた。何度も書き直すうちに、「実の母が産んでくれ、多くの人が本当の子どものように育ててくれたからこそ、今の自分がいる」と思えるようになった。

論文は最優秀賞を受賞した。2年生からはスピーチ大会にも出場するようになり、県高校弁論大会で優勝。昨年も全国高校決勝弁論大会で優勝し、文部科学大臣杯全国青年弁論大会で優秀賞に選ばれるなどした。

頭の中で映像を浮かべ、5人の母親に感謝しながら発表するよう心がけている。スピーチを聞いた人に「生まれてきてくれて、ありがとう」と言われたことが、一番うれしかったと振り返る。

「自分が今までしてもらったように、子どもたちに愛を持って接し、厳しく優しく、これからの時代を担う人を育てたい」と、小学校教諭を目指す。大学では、教育関係の学部で学び、「英語でのスピーチにも挑戦したい」と意気込む。

今月には、来日後初めてフィリピンに戻り、身長1メートル72と心身ともに成長した姿を小学校の同級生らに見せてきたという。「将来的にはフィリピンで、学校に通えていない子どもたちを支援できたら」。いつか母国で、受けた恩を別の人に送る「恩送り」をしたいと思い描いている。

大阪の中のアジア 増える在留ベトナム人の生活支援も 通訳・桶谷珠河さん

JAPAN style 訪日ビジネスアイ 2018/03/05

「通訳をするときの誰と会うかわからないわくわくした感じが好き」と話す桶谷珠河さん



日本へ来て約20年。昨年には帰化し、和暦の年号が自然と口をつくほど流暢（りゅうちょう）に日本語を話すが、「20年でこのレベルは恥ずかしいです」と謙遜する。フリーのベトナム語通訳として働く傍ら、日本語が不自由なベトナム人をサポートするため、大阪府内のさまざまな自治体に登録して通訳のボランティア活動も行っている。

ホーチミン市出身。大学で縫製（ほうせい）技術を学んだ後はベトナムにある日本企業に就職した。日本人スタッフから日本語を習ううちに、ベトナム語とまったく文法のちがう日本語のおもしろさにひかれた。日本人スタッフが帰国するたびに家族にお土産を買う律義さに、「家族を大事にするベトナム人と近い感覚がある」と親

しみを覚えた。

会社はそれから2年後に倒産したが、退職金で日本の語学学校へ留学。居酒屋で接客のアルバイトをするうちに、日本語はぐんぐん上達していった。

本格的に通訳の仕事を始めたのは、平成12年。最初は長野県内の会社で働いたが、趣味のギターサークルで日本人男性と知り合って結婚し、17年に大阪へ移り住んだ。ベトナム人研修生を受け入れている建築業や鋳造（ちゅうぞう）業、機械加工業などさまざまな業種の企業を相手に、専門用語を勉強しながら働いた。

大阪に住んでみて感じることは、人間関係の希薄さだ。マンションのエレベーターですれちがっても、住民同士があいさつをしないのは、少し寂しい。

一方で、「大阪のおばちゃん」には助けられているという。道を聞けば手をつないで連れて行ってくれるし、困っていると「どっから来たん?」「若いのにえらいね」などと気さくに話しかけてくれる。「（見た目は）きつそうな人でも、人情に厚い人が多い。大阪のおばさんに優しくしてもらうことで、研修生たちの間でも『日本に来てよかったな』と励みになっていますね」

21年に女の子を出産してからは、府内の自治体から依頼される通訳ボランティアの仕事が多い。保健師の家庭訪問に付き添ったり、赤ん坊の健診のサポートをしたりと仕事は多岐にわたる。ときには「妊婦が破水したからすぐに病院に来てください」と呼び出されるなど予測できないようなこともあるが、支給される金額は通常の仕事よりはるかに少ない。それでも、「通訳は毎日誰と会うか分からない。『今日は誰と会うんだろう』というわくわくした感じが好きなんです」と目を輝かせる。

たとえば、障害のある子供を持つある母親との出会い。日本語は片言だが、あいさつを欠かすことはなく、毎日辛抱強くわが子とリハビリに通う姿に感銘を受けた。

法務省の統計では、平成27年の府内の在留ベトナム人は10年前の約5倍にあたる1万494人で、韓国、中国に次いで3番目に多い。だが、日本語が不自由なベトナム人も少なくない。そうした状況を踏まえ、「ボランティアは自分のためでもあるし、いろんな困っている人たちのためにもなります」と力を込めた。（江森梓）

Drifting too far - 47 入院生活から-9

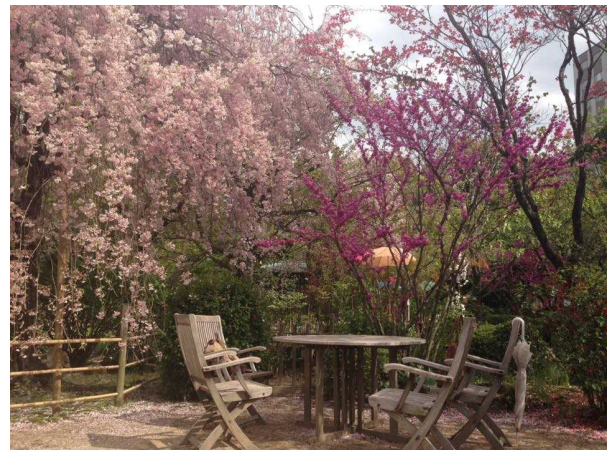
3月15日が定期点検の日で通常の血液検査に加えて骨密度の検査がありました。国立がん研究センターのHPを見ると「悪性リンパ腫治療後の問題点として、二次がん、不妊症、心臓や肺を含む臓器障害、糖尿病などの生活習慣病、骨粗鬆症などの晩期合併症が知られています。治療終了後も定期的な受診および健康診断を積極的に受診することをおすすめします。」とあり、このためこれまで1か月1回服用する骨粗鬆症の薬が処方されていました。骨粗鬆症の検査は腰骨と踵の骨をレントゲンで調べるだけで、結果特別問題がないとのことでした。爪がボロボロになるのは骨粗鬆症のためかと思っていたところこれは抗がん剤の副作用で骨粗鬆症とは関係ないといわれ一安心しました。そうはいつまで続くのかは分からないし、指先の気持ちの悪さ、左手の小指と薬指、両足の指と左顎当たりの痺れや、両肩の痛みのようなだるさもそうですし、気力・記憶力が減退しているのは加齢のせいなのか、1年間のんびりしていたことで気持ちが緩んだママなので精神的なリセットが必要なようです。自宅にいれば問題ないけれども外出すると疲労感を感じてしまうことを話すと、腎臓がダメージを受けていたし、薬の副作用もあるかもしれないとのこと薬の服用は一切なくなり気楽な気持ちになりました。「気合いだ。気合いだ。気合いだ。」で頑張らなければいけません。来月は1カ月点検に加えてペットによる6カ月点検があります。

【長期入院と不定愁訴】

入院も長くなったり、入退院を繰り返していると自分の治療や病状についての知識もつき、病院の様子にも慣れて入院している他の人たちの様子が気になってきます。入院期間の大半が個室

暮らしたかったので、とはいっても治療上必要とされているため個室料金の加算は一切なかったので気楽な入院生活だったといえます。しかし症状が安定した後半は4人部屋に移動したためさまざまな人間模様を目の当たりにしました。若い時アキレス腱断裂で整形外科病棟に入院したのと違い重篤な病気の人たちで話す機会はありませんでした。新しく入院し隣のベッドで胸椎穿刺がなされ痛がっている様子、骨髄移植しなければ余命が無いといった話声、無菌室から移ってきた人では先生がステロイドを使いすぎているのでこれ以上治療が難しいとか、定額医療費の限度額を超えており治療すれずするほど赤字になるなどと患者さんに話しています。確かに受け持ちの患者さんの損益計算が定期的に配布され指導されているのかもしれませんが、点数表で定められたものを患者さんに愚痴っても仕方がないことですが、患者さん自身何を話されているのか理解はできないはずです。私の場合も1週間リフレッシュで退院といわれた時は「いったん退院させて入院料の算定をリセットしなければペイしないため。」との説明はされないものの点数表が頭の中に入っているため病院経営を考えれば仕方がない措置と受け入れざるを得ません。寝たきり老人の社会的入院とは違うと愚痴っても仕方がない話ではありますが、入院したばかりの時のペットを他院で受信するためにはいったん退院せざるを得ない問題と併せて点数表に例外措置を講じておかなければ患者に大きな苦痛を与えることとなります。また中には生命保険の入院給付をもらうため退院を拒否している声も聞こえてきます。こうした医療を巡るものはそれなりに理解できますが、中には、野球中継をテレビで見ながら友人と電話で野球の話を大声でしている人もいました。この人も抗がん剤治療の繰り返しで入退院を繰り返しているようで病院を自宅感覚で過ごしているベテランも少なくありませんでした。私自身もその一人ではありますが・・・当然入院が長くなると人それぞれの生活パターンをつくらざるを得ません。同時に様々な気持ちの整理も必要になります。仕事のこと家族のこと本が読みたいが本屋に行けないことやフーのオークションが見られないことなど様々なことが心の中に積もっていき何とも言えないモヤモヤがたまっていきます。こうした思いを今思い出そうとしてもなかなか思い出すことも感じることも出来なくなりました。ただ、今感じていることはもう二度とあのような入院生活はしたくないとの思いしかありません。あれだけ必死でというか置かれた状況に何らの問題も感じずただひたすら治療に専念していたことから思うと今の気持ちが自分ながらよく分かりませんが、当時の状況を思い起こすと、「よくあんなことを平静な気持ちで受け入れていた。」と感心する以前に、ゾットする気持ちしか持つことができません。定期点検時の採血にしても回を追うごとに嫌になってきます。頭髪は最近セットで来るところまで回復しても髪の毛は今一つ元気がなく、副作用のしびれ感も消えず、関節の違和感は強くなってきているようにも感じ、疲れも感じる日が少なくないのは仕事もなくなり、作業場所も解約して日々やることもなくなったことからの気力減退の影響かもしれません。未だに信仰と祈りが分からないまま泥沼に足先を浸けているだけの状態が続いているので心機一転全身どっぷり浸かってみるのがいいかもしれません。図書館に10時出勤を目指して頑張るのがいいかもしれません。

縮景園 (広島市)



本の紹介

A I vs.教科書が読めない子供たち 新井紀子 著 東洋経済新報社 1500 円

書名の最初にある A I とは、artificial intelligence の略で日本語に直すと人工知能となります。A I という言葉はよく耳にしてもどのようなことか気に留めることもなく、また東ロボ君についてもロボットで東大合格を目指したものの知識しかありませんでした。新聞の書評でこの本が紹介されており、「教科書が読めない子供たち」の部分に関心を持ちました。来日 1 年強の 12 歳と 17 歳の子に日本語と勉強を教えていて「問題文は読めても意味が分かっていない。」ことが気になっていたからでした。A I は人間が認識する事柄を数式に置き換えなければ何も出来ず、現在のところ数式に置き換えられるのは論理、確立と統計だけとのこと。人間の脳の働きが解明されて全てを数式に置き換えることができない限り A I が人間を超えることは不可能とのこと。その結果、東ロボ君は M A R C H 関関同立の合格レベルには達したが東大は無理と判断され中止となりました。AI が行っているのは問題文の意味を理解した上での解答ではなく膨大なデータの中から確率的に一番正解の可能性の高いものを選んでいただけのことなので東大レベルの学力に達することができないためでした。この問題を逆に考えると東ロボ君レベルの学生が就く仕事は AI で代替可能ということになります。AI にできない仕事は「高度な読解力と常識、加えて人間らしい柔軟な判断が要求される分野」とのことです。ここで学生の読解力に疑問を持ち実施されたのが全国読解力調査でした。最後にその問題をひとつ挙げておきます。

幕府は、1639 年、ポルトガル人を追放し、大名には沿岸の警備を命じた。
以下の文の表す内容は同じか。「同じである」、「異なる」のうちから選びなさい。
1639 年、ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた。

AI には結構難しい問題とのこと。正答率は中学生 57%、高校生 71%です。2 択なので考えなくても正答率は 50%あるので「読解力のある生徒の数は」とびっくりせざるを得ません。

言葉

我輩が何であるかと前は問う。何ものでもなく、また何ものかでもあるのが我輩なのだ。なぜ何ものでもないのかといえ、我輩は生命も、存在も、形態も、また実体も持っておらず、そして精神でもなく、目にもみえず、つかむこともできないからなのだ。またなぜ何ものかであるのかといえ、我輩は生命の終わりであり、存在の終わりであり、無存在のはじまり、つまり両者の中間物であるからである。我輩は人々の全てを切り倒すひとつの現象である。

死神裁判一妻を奪われたボヘミア農夫の裁判闘争 P.92
ヨハネス・デ・テプラ著青木三陽・石川光庸共訳 現代書館

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>
平成 30 年 4 月 1 日 発行